物 件 明 細 最 低 物件番号 JR阪和線 所在地 交通 和泉市上町404番2外 占用料 665.200円/年 占用期間 最長5年 北信太駅 機関 (路線名) (主要地方道泉大津美原線) 東約 850m (年額) 土地の概要 特記事項 1 平面駐車場(コインパーキング含む。)等平面利用を想定しております。 穑 占用許可対象面積 219 m² 面 占用期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとし、公用・公共用として占用の必 北側: 府道・幅員約 40.0m(うち西行一方通行・幅員約13.5m)・舗装 有 要性や占用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合に限り、占用者の求めに応 接面道路 • 高低差 無 じ、平成31年4月1日より5年を限度として毎年度更新許可を行うことができるものとします。な お、本物件は、都市計画道路大阪岸和田南海線の事業地内であるため、占用開始後5年以 西側: 市管理道路・幅員約 5.2m・舗装有・高低差有(10cm未満) の状況 内(平成33年度より工事着手予定)に当該路線事業の実施に伴い、更新の許可を行わない 場合があります。 市街化区域内 3 対象地は交差点内のため、北側府道の歩道切下げ及び車両等(歩行者・軽車両等は除 用涂地域 第二種住居地域 都 市 く。)の出入りはできません。西側の市管理道路から行ってください。車両等の出入りについて 計画法 地域地区 は和泉市役所及び大阪府和泉警察署と協議してください。 令 容積率 建ペい率 200% 60% アスファルト舗装、ネットフェンス、排水設備その他の道路の施設又は工作物の撤去、形状 1= 変更及び整備については、大阪府鳳土木事務所と協議し、許可を受けて下さい。ただし、対 ·道路法(主要地方道 泉大津美原線区域内) 基 象地北東側にあります街路灯及びその引き込み線等、並びに対象地北側架空の電線及び電 づ •消防法 話線等の移設又は撤去はできません。 その他 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 制 の (お問合わせ先) 限法令等 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 和泉市都市デザイン部道路河川室 電話 0725-41-1551(代) 大阪府和泉警察署交通課 電話 0725-46-1234(代) その他条件 4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は道路及び既設集水桝等へ流さないでくださ L1 配管等の状況 区分 照会先及び電話番号 排水等の処理については、和泉市と協議してください。 対象地周辺 対象地内 (お問い合わせ先) 本管 引込管 公営 和泉市上下水道部水道工務課 和泉市上下水道部下水道整備課 電話 0725-99-8152(直通) 給 水道 0725-99-8151(直通) 処 有 理施 電気の引き込みについては、大阪府鳳土木事務所及び関西電力㈱と協議してください。 配電線 引込線 関西電力(株)岸和田ネットワーク技術センター 雷気 電気の引き込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占用者において行っ 0800-777-8025 有 設 てください。 本管 引込管 都市 大阪ガス(株)マップメンテセンター なお、本府道(歩道を含む。)上には電柱を設置することはできません。 の (お問合わせ先) ガス 有 06-6202-2141 状 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 況 本管 引込管 公共 和泉市上下水道部下水道整備課 関西電力(株) 岸和田ネットワーク技術センター 電話 0800-777-8025 下水道 有 |0725-99-8152(直通)

特記事項

6 対象地の北側付近に東西に横断する ϕ 300mmの水道管が埋設されています。詳細な箇所については、和泉市にご確認ください。

なお、対象地で漏水等が発生した場合は、工事等に協力することと、対象地で掘削及び埋設等の行為については、大阪府鳳土木事務所及び和泉市と協議してください。

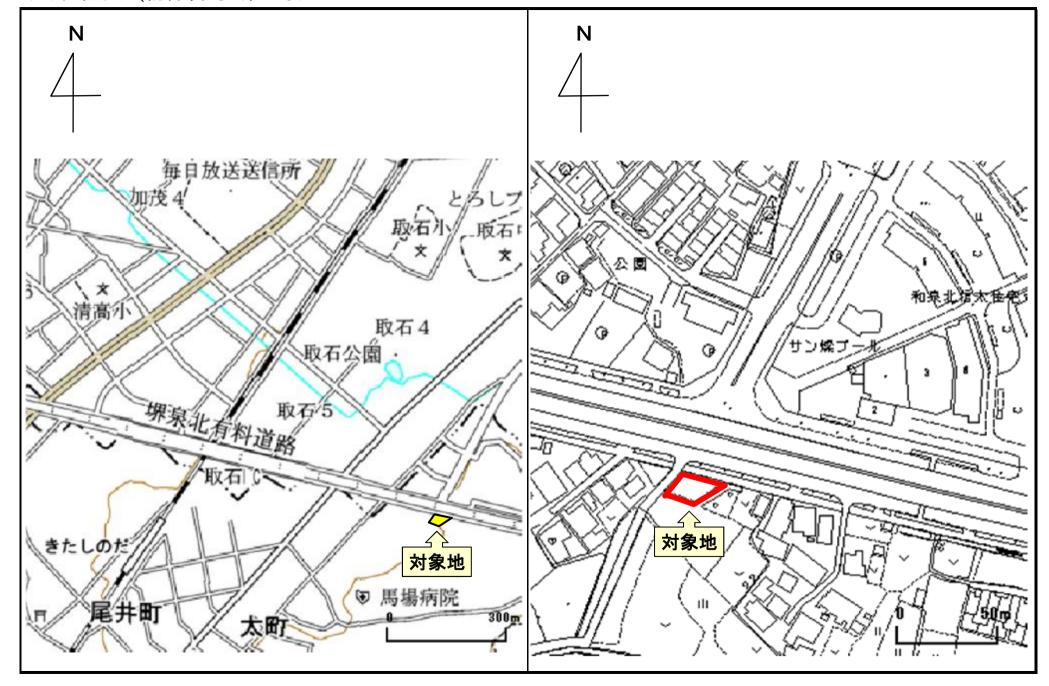
また、対象地に建築物等の構造物を設置する場合は、移設可能でかつ簡易なものに限ります。

(お問い合わせ先)

大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 和泉市上下水道部水道工務課 電話 0725-99-8151(直通)

- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に 立ち入ることがあります。また、実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合 は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等 については、占用者の負担となります。
- 8 既存占用物件の点検等のため、当該物件の占用者等が対象地に立ち入ることがあります。既存占用物件の工事・点検等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をして頂くことがあります。その際に発生する費用については、占用者の負担となります。
- 9 対象地は、過去の公募により落札された現占用者がいます。現占用期間は最長で平成31年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は平成31年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までに予め現占用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 10 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。
- 11 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2)平面図・丈量図(物件番号:第1号)

